

【議事録】 中間貯蔵施設に関する説明会③

注：議事録については、議事を忠実に再現することを目的としておりますが、録音機器を使用し作成している都合上、マイク等の音声が聞き取りにくい箇所については、環境省において補っております。

また、読みやすさの観点から、「マイクを使ってください。」といったお願いなど、質問・意見には直接関係がないと考えられるやりとりについては、割愛しておりますので御承知おきください。

日時：6月1日（日）10：00～12：00

場所：原町生涯学習センター（サンライフ南相馬）

出席：環境省、復興庁、内閣府被災者生活支援チーム、資源エネルギー庁、福島県

質疑応答

参加者：2点だけ質問させてください。具体的な話がなんにも書いてないんで、こっちも判断材料がないんですけども、ただパンフレットの中からひとつだけ。24ページです。で、さらっと流したんですけども、この高い放射線の貯蔵施設で主な対策の下、浸出水などって書いてあるんですけど、これ貯蔵したのに対して、外部からの浸水というものは、まだ今、原発でも建屋に入る前の地下水をくみ上げて放出するということが許容されてますけど、その施設の中から出る水に対しては許容、なんにも放射性物質を完全に除去する技術がまだ開発されてないと思うんですけども、水素と結合するトリチウムを完全に除去する技術というのは開発されているんでしょうか。

そうした場合に、ここで出水までも河川に放出するということを容認した場合、福島県から集まってきた汚染物質でほかの福島県内はきれいになったとしても、われわれのふるさとは、ずっとそこからの出水によって汚染され続けるということにもなるというのが不安なところ。これがひとつ。

で、もうひとつはこの最後に受け入れの是非ということを書いてたんですが、是非は結局誰が決めるんでしょうか？ これは今日、町長さんもお臨席されているのでお伺いしたいんですが、この受け入れの是非というのは、誰が最終的に決めるんでしょう。どういう方法で1人1人の意思を決めるんでしょうか。普通の行政ならば、地区の代表である町議、

代表によつての話し合いによつて進められる話というのが大半だと思いますが、この受け入れという問題に関しては、1人1人の人生に関わる問題です。同じ世帯の中でも父親と子ども、孫の意見がまったく食い違ふ問題です。そういったものをどのような形でくみ上げるのか、町長1人の決断なのか、町議会の決断なのか、あるいは住民投票のように1人1人の意思を表明する場を設けるのか。こういうことについて、どういふふうな形でその受け入れの是非を決めるのかという見通しを、ぜひ伺ひたい。この2点です。

環境省：はい。私、除染のほうを担当しておりますが、除染からどういふものが出てくるのかについてまずご説明いたします。トリチウムのことをご心配されておられました。実は除染で出てくるものはセシウムなんですね。セシウムが飛び散つて、地面とか建物にくつついてます。それを集めてきて中間貯蔵施設に入れようというお話なんですね。

セシウムにつきましては、日本の粘土の鉱物、しっかりと今くつついております。それで、水には今はもう溶けてきておらない状態なんですね。で、その土を、粘土とかをこちらに入れます。で、水が中出てきても、それ水の中には含まれてありません。ただ、泥とかには含まれてますので、その泥とかを沈殿ですね。沈殿したりして土から取れば、しっかりとセシウムは取れるということでご安心いただけるかと思つております。

トリチウムにつきましては、原子炉のほうの中のお話でございますが、除染のほうからでは見つかつておりません。こちらにつきましては除染のほうから出てくる土壌とか、廃棄物ということでございますので、トリチウムは含まれていないということです。

参加者：では、そのトリチウム、セシウムが、では、ここの施設からの。

環境省：ちょっとお待ちください。

参加者：ここの施設からは、セシウムが仮に出たとしても、それは出していいということなんですか？

環境省：はい。セシウムは、泥にしっかりとくつついてますので、まず出てこないですけども、万が一出たとしても、しっかりとそれは沈殿で取る技術はございます。ございますので、水に放流するときもちゃんと基準を守つてできるということでございます。

参加者：じゃあ、この施設は浸水のほかに出水をもうすでに出すということを決めていふということですね。

環境省：土にはすべからく水分が含まれております。当然、水分が含まれております。それと、当然、どう言うんですか。土のかさが減ることによって、見かけ上、今おっしゃったように水が、水分が見かけ上は上がることがございます。仮にその水、いわゆる浸出水と呼んでます。それが当然、出ることを前提にやりますが、その出口については先ほどの説明にありましたように、きちんと水処理施設で沈殿をさせて、そこで問題がないということを確認して、上澄みの水を放流するということです。浸出水は出るという、これはこの施設だけではなくて、一般に廃棄物処理施設ってこれは全国にあるんですが、ここからの浸出水を1カ所に集めて、それを処理して放流しております。これはセシウムに限らず、例えば有機物が入っておっても、有機物の澱を取り除いて基準以下にして出すというのは、これは全国共通の普通の廃棄物処分施設でもやっている同じ技術でございます。あと、それと極力水に触れないようにはしております。

参加者：全国みんな一緒だということなんですが、じゃあ、全国でゴミ処理施設を造るときにたったこんな、来年1月から建設始めたいなんていうふうに言ってますけれども、全国のごみ処理施設一般ではたった6カ月で工事着工できる問題なんですか？

環境省：すみません。ちょっと説明が足りなくて本当に申し訳ないんですが、段階、一遍にこれだけ広い施設、今おっしゃったように、これだけ広い施設を一遍に用地の手当てをして、工事ができるっていうことはありませんので、とにかく用地の手当てができたとき、段階的に実際には少しずつと申しますか、できたところは順番にやっていくことになろうかと思えます。で、一気にこういう施設がぼんとできるっていうことはもう、物理的に不可能ですので、用地の手当てをしながら、そこから例えばフレコンを持ち込んで、一時的に置いておいて、用地の手当てが次できたら、どんどん展開していくという形になります。一気ににはできないとは思っております。

参加者：それは私も分かりますけども、私が言いたいのは、一般のほかの地域の住民たちでは丁寧に、こんな短い期間でもやれるってことを想定すらしめないのに、こういうふうに想定自体を立てていることは、われわれをほかの一般国民とは違って軽視しているんじゃないのか。基本的人権を認められていないんじゃないのか。そういうふうに捉えられてしまうっていうことです。こんな、ほかの普通のごみ施設だって長い年月かけて、地域住民と折衝してようやくできるものなのに、こんな短い時間でやるってことは、われわれの1人1人の人権が無視されてるんじゃないか。ほかの地域の住民と比べて軽視されてるんじ

やないかっていうふうに捉えられてもおかしくないという話なんです。それだけです。
1点目は以上です。

環境省：申し訳ございません。ちょっと説明が舌足らずでわれわれの説明内容にもこれだけの内容を説明させていただきただけでは、なかなか十分な説明ができないというご指摘、もっともだと思います。貴重なご意見ですが、決して軽視をすとか、そういうことはございません。とにかく、丁寧に説明をして、皆さま方のそういう意見を今日、いただく場でもあるというふうに考えてございますので、本当に貴重なご意見ありがとうございました。そういう、本当に一生懸命やっていきたいと思っておりますし、皆さま方の意見も丁寧に、丁寧にご要望をお伺いして進めていきたいと思っておりますので、誤解がもしありましたら、本当に申し訳ございません。

あと、それと、最初の質問のひとつ目のお話でございますが、受け入れの是非は誰が決めるのか。最終的にはやはりこれ、土地というものが手当てできませんと、先ほど何回も繰り返して言ってますように、施設自体ができませんし、そのフレコンバッグ1個運び込むのにもその土地の手当てっていうのはできませんので、やはり最終的にはそこにお住みの土地をお持ちの方、権利をお持ちの方が最終的にはやはり、ご同意いただかないと何も進みません。これは事実でございますので、その辺りもちょっと舌足らずで申し訳ございませんでした。とにかく施設を造るにあたりまして、なんとか個々の、住民の皆さまにご理解をいただくよう、丁寧に、丁寧にやってきたつもりではございますが、まだまだ至らぬ点がありましたら本当に申し訳ございません。丁寧に説明を尽くしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

参加者：意見を吐くまえに、ひとつお聞きすることがあります。先ほどから見ていると大臣の顔が見えてないんですけど、どうしたんですか？ どういう理由でこの大事な席に来れないんですか？ その理由をちょっと聞きたいです。

環境省：大臣、あるいは副大臣、政務官、これまで県や町に対しましていろいろお願いしてきたところでございます。今回、実務的にしっかり説明をする場だということで、私、中間貯蔵施設全体の担当をしておりますが、各省庁から来ております。大臣からは、大臣の代わりにしっかり説明してこいということを申し伝えられておりますし、また、今日出ました意見につきましても、大臣にきちんと伝えることになっております。とにかく大臣から、しっかり実務的に説明をしてこいと言われておりますので、今日はそういう実務的に説明をさせていただく場だということで私が来ております。

参加者：こういう大事な会合に本人が来て、われわれ双葉町民の声をじかに、自分の耳で聞いていただきたいんですよ。こういうことをやってるから福島県でも、双葉、第一原発の周辺の町村の復興だって遅れてんじゃないですか？ そう言われても仕方ないですよ。

時間の制限があんでしょうから、私の考えを述べます。中間貯蔵施設の設置について私の意見を述べます。東日本大震災と、東京電力第一原発の事故によりまして、私ら、体一貫飛び出して、で、避難場所が9カ所も10カ所も転々として、そして、いいですか。家族はみんなばらばら、それから隣近所の方たちもどこにいるか分からない。友人、知人も当然、親戚たちもみんなどこに行ってるか分からない。こういう状況下にあるんですよ、私らね。

それなのに、全然私らのこの精神状態、心理状態、それも考えずに、ここに双葉町に中間貯蔵施設を造る、これはあまり、いくら国の政策とは言いながら、これちょっと、もう少し考えてほしいです。こうやって双葉町は原発のために、もう散り散りばらばらになったんだから、もっともっと温かい手を差し伸べなくちゃならないという姿勢がないんじゃないですか？ 全然。はい、次に入りますよ。

私、双葉町民の代表をしてちょっと私のうちのこともちょっと交えて話します。私は6代目です。1代目のご先祖さまが当時、来たんですけれども、そこにわらじを脱いで、はや250年も経過しています。それで、来たときは田んぼあり、畑あり、宅地あり、うちあったわけじゃないんですよ。無法の地なんですよ。そこを、その荒れ地を鍬を振り回して、そしておこして、田んぼを作り、畑を作り、屋敷を作って、うちを造り、1代目から2～3代目あたり、ものすごい苦労なされたと思います。そういうふうに、こんなちっちゃいときから聞かされてます、私は。そういうふうにご先祖さまが骨折って、血みどろになって、寝るも寝ないで働いて築き上げた財産をそう簡単にはいかないです。いかないですよ。絶対。手放すことはできない。はい、次にいきます。

各報告にあるモニタリングの放射能の数字なんかを見ると、年々下がってきてますね。これ事実、事実。こういう状態ですと、やがては双葉町も、双葉町民も、わが町に戻れないか、こういう考えがあります。双葉町はご存じのように、3.11前は緑がきれい、水がきれい、空気がきれい、素晴らしいとこだったんですよ。その双葉町、忘れることできません。ここにいらっしゃる方、みんなそうだと思います。必ず双葉町に戻れる日を待っているわけですよ。今から3年や5年じゃ戻れないけど、30年も50年もかかると思いますが、当然、私らはもう息子や孫の代になります。そういうふうにかわって

住める状態、人間が生活できる状態になっているのに、中間貯蔵施設を造られたらどうなりますか？

まず、環境汚染。先ほどいろいろ説明のなんかありましたね。環境汚染。それから、いくら頑丈な構造物に汚染物を入れても、日本国は火山国で地震が絶えず揺れてんでしょ。そういう固い構造物ほど壊れやすいです。それから先ほど遮水シートなんて言っていましたけども、そんなのはもう数年たったらもう老朽化して切れます。そうすると、必ず汚染された水が地下に下がって、地下水汚染ということになるんです。私が説明せんだってそんなこと分かるでしょ？ 地下水汚染されると、放射能がなくて人間が住める状態になっているのに、生活できないということになるわけですから、絶対にこの中間貯蔵施設は反対です。いいですか？ 反対しますよ、どこまでも。それから、次に入りますよ。

中間貯蔵施設に入れた汚染物、廃棄物をですね。汚染廃棄物を30年以内に掘り起こして、そして、ダンプ輸送で県外へ、県外。県外の最終処分地に持っていく。こんなこと言ってますね。しかし、30年後は、私らの息子や孫の代ですよ。そんなことやれないんですよ。われわれができないんですもの、当然、息子や孫もできるわけないでしょう。はい。次いきます。

例えば、双葉町に中間貯蔵施設ができたならば、これは最終処分になっちゃうんです。最終処分場に。そんな掘り起こして県外に持ってって、できないと思いますよ。これは最終処分場になるかもしれない。皆さん方、みんな心配してます。はい、次。

中間貯蔵施設でなく、国土の73%は山林ですね。日本の国土の73%は山林というふうに私は教育の時代に指導をされた。その73%の中にある国有林。いいですか？ 頭切り替えてくださいよ。国有林をいち早く開発する。開発。1日も早く開発する。そしてそこに、最終処分場を設置する。この方法でいかないと、福島県民だって、われわれだって同意できませんよ。そして、いいですか？ 30年以内に県外の最終処分場に処分場、法律に明記する。こう、うたってるんだよね。いいですか？ 石原さん言ってんだよ、そういうふうに。大臣が。そうでしょ？ そう言っているんだから、こうだとするならば、なんでもそう言ってんだから、最終処分場を造りなさいって言うんですよ。そんな30年後なんて言っていないで。

はい。最後になります。まず、中間貯蔵施設と最終処分場を造ると、施設が2通りになります。2通り。いいですか？ それは、莫大な経費がかかります。私はこの、お金のちなんだ話は私する必要はありませんけども、けども、そう言いたくなります。今、国の財政どうですか？ 国の財政。日本国の財政。どんな財政下にありますか？ こういう財

政面から言っても、最終処分場を外に造れば、県外に造れば、できたところからもう、すぐ汚染廃棄物を輸送できるんです。そのようにお願いいたします。これで私は終わります。

環境省：ななつ、やつつ、いろいろご意見ありました。どうも貴重なご意見ありがとうございました。3年、震災からたちまして、まだまだ本当にご不自由な生活を送っておられます双葉町民の皆さま、あるいは大熊町民の皆さま、本当に心からおわび、あらためて申し上げます。それと、6代目ですか。二百数十年たったそういう歴史を背負っている中で今まで営々と築かれてきた1代目から祖先に対する思いも非常にあるんだと、これも私も本当に十分理解できます。当然、私も当然、祖先もありますし、祖先はやっぱり苦労して、同じようなことをして、最終的に私が生まれてきたんだというふうに、これは思っております。本当に祖先に対するその思い、これも私も十分理解するところでございます。

それと、最後、最終処分のお話いただきましたけれども、本当に最終処分の問題、重い問題だと思っております。これはどうするかと、法律にはきちんと明記するとお話ございましたように、先ほど説明しております法律にはきちんと明記すると。それと、ただやはり技術的に、今後開発、減容化ですとか、あるいはその減衰ですとか、そういう技術開発も同時にやっついていかないと、というのはこれは事実でございますので、そこはご理解いただきたいというふうに思います。

また、やっぱり福島県全体の復興を、あるいは除染なくして復興はないと私は思っておりますので、それを進めるために一刻も早くやはり、大変申し訳ないんですが、中間貯蔵施設は必要だと思っておりますので、そこは本当に申し訳ございません。ご理解いただけないかもしれませんが、そういうことで私どもは必要だということは、ぜひこの場で述べさせていただきたいと思っております。いろいろ、7点、7点あったかと思っておりますが、本当に貴重なご意見どうもありがとうございました。

参加者：はい。先ほど中間貯蔵施設に運ばれてくる除染したものが泥につかまってどうのこうのっていうお話されましたよね。そしたらば、双葉、大熊町に持ってくる必要がないんでないかなっていうふうに感じます。はい。そこの土地土地の方、例えば福島県の市町村の中で処分できるものではないですか？ なんで大熊町と双葉町に持ってくる必要があるのかな、というふうに思います。

環境省：はい。私の説明が舌足らずで申し訳ございませんでした。今除染をしております。で、なぜ除染をしてるかと申しますと、表面に、土の表面とか、建物の表面のセシウムから放射線が出ているので、空間の線量が高くなって、そして、人間の被曝に心配だという

ことがありますので、それをかき集めて、1カ所に集めて、なるべく人の住んでいるところからセシウムを遠ざけて、それで被曝を避ける。そういうことをやってるのが今の除染なんですね。それで除染をしますと、当然その土とか落葉とか集めてきて、たくさん仮置き場に今入れているものですから、それを最終的には、失礼しました。最終的ということではなくて、次の段階として中間貯蔵のほうに移送をしたいということです。

セシウム自体は土にしっかりくっついておりますので、今、県内どこを取っても、原発の中はともかくとして、県内どこを取っても地下水をくみ上げてみても、入っていないですよ。セシウムは見つかっておりません。今、土にしっかりくっついてます。ただ、泥水となると、これは出てくるんですね。ただ、泥水となればそれはしっかりフィルターとかで沈殿すればできるという話なんです。本当に皆さん、水のこと、ずいぶん心配だと思えますけども、そこは技術的にしっかりできています。

どうして中間貯蔵にというお話なんですけども、本当に県内で、たくさんの除染で土とかが出てまいりますので、その次に中間貯蔵をぜひお願いをしたいということでございます。土自体に放射線が、セシウムがあるものですから、放射線が出てくるんです、出てきます。ただそれは、土にも遮蔽の効果がありますので、たくさん集めても、そこが非常に線量が高くなるということはございませんし、冒頭資料でもご説明、お話ししたように、いろんな対策を取りますので、そこについてはご安心いただければなと思ってます。

参加者：ほかの市町村、それぞれのところで収めればよろしいのではないですか？

環境省：すみません。土にセシウムが含んでいるのと、すみません、よろしいですか。土にセシウムが含まれてるのと、そこからセシウムが出てくるのはちょっと別だということで、土にセシウムが含まれていれば当然、放射線を浴びることになります。ただし、土からセシウム粒子は実は福島県内のいろんな土を集めて実験をしております。基本、3万ベクレル以下であれば、セシウムは土からはがれないという、これはただし、土自体は放射線を出します。そういう意味で、ちょっと説明が舌足らずだったのは、水には溶けないけど、土自体は放射線を帯びてるってということなんです。だから、仮置き場に置いてあるのは当然、放射線を帯びてますので、それを集中的に、一体的にやはり管理する必要があると思っています。土からは出ませんので、土自体が放射線を出しますので、それはやはり隔離をして、きちんと貯蔵する必要があると思っています。そういう点で、1カ所に集めて、きちんと遮蔽をして、確保するというところでございます。それと、水に移るかはちょっと別のお話です。

参加者：まさしく私の住んでいる生活圏は、中間貯蔵予定地のへそです。どうにもならないところですよ。に、私の生活圏はあります。内心、この予定地の地図を見て、がっくりきました。先ほど、ほかの方も申し上げられましたが、私でちょうど4代目です。1代目は北海道札幌で警察官を拝命し、そのおり、運悪く脇に殺人犯を逮捕し、運悪く腰の刀を打たれ、次の警察官が行ったときにはその自分の持っていた短刀が体を貫通していたそうです。ましてや、たたみ2畳が真っ赤な血の海だったそうです。それが今、石碑に、お墓の石碑にこつこつと刻まれております。

その先祖が亡くなり、そのばあちゃんが子どもを連れて、北海道からこの大熊町の地に帰ってまいりました。その殉職した命に代えたお金で土地を買い求め、私どもは4代にわたって、税金を町に払い、農業生産に長年尽力してきました。これまで先祖が命に代えて求めた土地を簡単に手放せません。金が欲しいわけではありません。金は要らないから、元のふるさと、それを返してほしいです。中間貯蔵ははっきり言って迷惑です。私らはいろいろ協力してきました。原発の建設、それから工業団地の建設。

それから、私どもの部落にはもうひとつ、皆さんからまだひとつも声が掛かってなかったクリーンセンターという産業廃棄物最終処分場があります。その処分場はいろんなものが入りますが、一番皆さんが分かりやすいのは、焼却灰です。燃えがらです。その灰にはいわきのほうからも来てます。地元から出たのもあります。その焼却灰に皆さん、何含まれてると思いますか。ダイオキシンです。相当、大熊町ではダイオキシンで騒ぎましたけども、その処分場からも、ちょっとした手違いでダイオキシンが排水に流出した事故がありました。それは原因はすぐ分かり、すぐ改善されたと思いますが、今回その処分場、中間貯蔵を造る場所。その上流にはそのクリーンセンターという処分場があるんです。その排水がまさしく流れていく。

その処分場が管理型と言いますよね。管理をする。今、管理されてません。たぶんもう、ダイオキシンでよし、重金属類でよし、流れ放題に流れてんじゃないかなと思います。機械も停止してますし、水処理だってただあるだけです。そこに中間貯蔵のものを造る。そういうことも考えて計画してもらえないと、やはりさっきから言われるように、今後われわれの息子、孫の代に重大な汚点を残すと思います。できるならば、帰りたいです。60年そこで生まれ育って、遊んで、盆踊りもやって、楽しんで、帰りたいですよ、本当に。悔しいです。

皆さんもここにいる人はほとんど、30年後分かりませんよね、どうなってるか。たぶん私が一番早くカルシウムになってるかと思えます。でも、次の世代にはやはりこの汚名を残したくない。だから、基本的には私は、この中間貯蔵は反対します。やっぱり、そうで

しょう。先祖が命を懸けて残した財産を、国がやるんだったら私は、命に代えても、むしろ旗を揚げても戦うつもりでいます。ただ、今後いろんな条件が出てくると思います。その内容によっては多少理解する考えも持ちます。

ちょっといろいろと話をしましたけど、この住民感情っていうのは一番、固く持ってます。その代わり、もろいのもある、このようにね、もろいのも事実かもしれない。ぜひそういうことを考えてみながら、検討していただきたいと思います。今は反対、賛成よりもやっぱりこのふるさとを残したいというのが考えです。以上です。

環境省：どうもありがとうございます。反対、賛成というよりも、まずふるさとを残したいとおっしゃいましたけど、やはり、先ほどのお話、何代にわたってというお話もでございます。ふるさと残したいのはおそらく、それぞれみんな思っている思いだと、これは私も先ほど申しましたように当然ふるさとありますので、それは同じでございます。本当にそのあたりの皆さま方のご心情を察して余りあるということで、本当に申し訳なく思っております。

それと、先ほどありましたように、クリーンセンター ふたばのお話だと思います。小入野の沢の北側、北側の台地の上にあるクリーンセンター ふたばだと思っています。ここは最終処分場、管理型の最終処分場で、例えば今でしたら、当然電気も来ておりませんので操業も止まっておるといこともございます。その前は、下水の汚泥だとか、あるいは浄化槽の汚泥をそこに運んで、処理して炭化をしておったというような施設もあるのも承知しております。そこでかつて手違いでダイオキシンが出てしまったというようなことは二度と繰り返してほしくないというお話も、心に留め置いておきたいと思います。そういうこともありますので、施設の維持管理につきましては、まだちょっとすみません。今のお話とは飛躍しますが、万全を期していきたいと思っております。

また、繰り返しになりますけれども、やはり賛成、反対と言うよりもふるさとをなくす思いも、物理的になくなってしまう思いというのは、私ども本当に、心が痛みます。ただ、私ども、なんとかやはり福島全体の復興を進めていきたいという思いもありまして、そのためには除染、除染の先の土の貯蔵というのが必要だと思っておりますので、その辺りもなんとかご理解をしてもらいたいと思いますけど、私どもの思いでございます。その思いはちょっとお伝えしなければいけないと思っております。

まさにふるさとをなくなると。それと原発の事故により移動せざる、そこにおれなくなったというようなこと、本当に申し訳なく思っております。なんと申し上げましたらいいかちょっと分かりませんが、私どもも今のような、本当にお皆さま方の心の中の叫びと

申しますか、そういうのをきちんと受け止めてやっていきたいと思いますので、そのあたりはなんとかお話ししたいと思います。どうもありがとうございました。

参加者：最終処分場ですね、そのところが決まんないうちに中間、これ法律で決まってる、今、先輩の方々がいろんなその土地の思い、思い、そういうものを今度、最終処分場でもそういうことが起きるはずですよ。で、双葉町、福島でできないことがこれだけいろんな問題が山積みになって、なかなか進まない。これが県外に本当にできるかどうかというのを、それがあることによって、今度は双葉、大熊の復興、何年後を復興って考えるのか、その辺が分かんない。自分たちの時代には復興はできない。でも子ども、もうみんな仕事を持って、所帯を持っている孫の時代、じゃあ、孫たちがそこに帰ってくるか。風評被害的なものがそこに残ってるところ、あるいはいろんな、今までとまったく同じように、またそれ以上に便利に生活ができる、そういうものがない限り戻ってくるもないし、一番は仕事とか、またその子ども、孫がまた、子ども、孫、そういう人たちがほかに住んで、果たしてそこに帰ってくるか。

これは、ほぼそういうことは考えられないし、双葉の、しょうがないからそこにもう受け入れるしかないっていうふうには思ってますけど、ほかでもそういうふうな新しく最終、それが決まんないのにして最終処分場の30年以内に最終処分をする、県外に処分するっていう、それがちっとも理解できない。その辺をちょっと説明をお願いしたい。最終処分場の場所とかそういう、もう少し具体的なもの。30年後に、以内に、だまされるような気がしてなりません。その辺をよろしく、理解できるようにお願いします。

環境省：今、ご指摘ありました30年後どこに持っていくのか。それが決まってないのに、30年後県外というのはいないんじゃないかと。むしろ中間貯蔵施設でもこれだけこのいろいろ議論があるのに、最終処分だったらもっと議論があってなかなか決まらないんじゃないかというお話で、じゃあ、どこに持っていくのかというお話ですが、大変申し訳ございませんが、まだどこに持っていくかということは決まっておりませんし、非常に難しい問題だと思っております。それについては、何回も申し上げますけど、やはりいかに減容化をするとか、あるいはいかに濃縮するとか、いかに分離をするだとか、そういう技術開発をこの中間貯蔵の間になんとか行って、それから最終処分という工程になろうかと思っております。大変申し訳ございませんが、今の段階でどこに最終処分を造るのかと、いつできるのかというのは、本当に正直に申しましてお答えできる状況にはないのは、本当申

し訳なく思っておるところでございます。繰り返しになりますがやはり、中間貯蔵をしながら、最終処分に向けた準備をしていかざるを得ないというのが現在の状況です。

片やもう、先ほどの一気に最終処分場に持っていったほうが、二度手間にならないのでいいんじゃないかというお話ございました。それも、そういうお話があることも多々承知しておりますが、やはりなんとか、まず除染で出た土を一刻も早く集中的に管理しないとイケないというのがございますので、まずは中間貯蔵施設に全力を挙げさせていただいて、中間貯蔵しながら最終処分について、いろんな準備、情報収集、あるいは技術の開発を行っていきたいというところでございます。そこは大変申し訳ございませんが、今のところまだ決まっておらないというのが現状でございます。

参加者：すみません。じゃあ、これ、法律化されてるんですけど、決まるんですか。最終処分場、どこかに、確実に。

環境省：法制化、これにもこうしてるんですけども、それを30年の中間貯蔵の間に決めていきたいと、処分の仕方も含めて決めていきたいというふうに考えております。

参加者：そういう処理の仕方の技術が上がれば、どのぐらいに下がれば、そのままそこに大丈夫だというふうにはならないですか。

環境省：いろんな見方があろうかと思いますが、今のお話は線量が物理的に減衰するとか、あるいは分離の技術が進んで、それが土壌と言うよりも資源として何か使えないかというお話もあるかと思えます。それも現状ではまったく見通しが立ちませんので、それも30年の間に検討していくことになるかと思っております。大変申し訳ございませんが、今のところなかなか技術、あるいは場所についてはお答えできる状況にないのを重ねておわび申し上げたいと思えます。

参加者：これ、ちょっと矛盾が。それが決まんない限り、ある程度の予測が、ほぼこういう予測なんだけどって何も出ないで難しいつつうことは、できないことにつながるんじゃないかと思うんだけど、あとそれを造ることによって風評被害的に、そこには大熊、双葉の復興というのはどんなふうな構想が立ちますか？ 何年後、何十年後ですか？

参加者：復興ということの実感がない。

復興庁：今後の大熊町、双葉町の復興についてということでございます。特に帰還困難区域という形になって、今、立ち入りも制限されている状況の中で復興の見通しはなかなか見えないというのが今の状況だと思っております。そこにつきましては、将来、線量がどういうふうになっていくのかという見通しがあって、それを踏まえて、じゃあこの地域をどういうふうにしていこうかという将来像を検討していくということと、それから、各町のほうでもご検討を進められている復興の考え方ですね。こういうものを踏まえながら、双葉町、大熊町の復興というのがどういうふうしていくのかということの議論を進めていくということになろうかと思えます。

それはまだこれから議論している、議論をするという形になりますので、今現在、じゃあどんな形でそれぞれの町の復興がどうなっているのか、今明確にお示しできるような状況ではございませんけれども、これから町のほうともご相談し、さらに国のほうでも別途、将来のこの地域の産業再生の在り方とか、そういうことを含めて検討している研究会もございまして、そういうものの研究の成果などを踏まえながら、町とよくご相談をしながら、将来の町の復興については考えていきたいというふうに思っております。

参加者：すみません。今、自分子ども、孫、みんななんの計画も立たない、ただほかに移って仕事をしていだけで、なんにも言ってやれないし、自分たちもこのまま、もう気力なくなって諦めるっていうふうな、それをなんか待ってるような、やってる、やってるつったって、なんにも結局は何か自分たちにそれによって何も決められない。このまま中ぶらりんに気力なくなってくのをただ待ってるみたいな、無気力になってく。力が、だんだんと疲れてくる。諦めてくる。子どもたちにも孫たちにもなんの計画も、何も、ただもう仕事して、ばらばらになってそのままだらだらと生活していく。目標もなんにもなくて、何か言ってくれば復興が何年後だとか、なんの目安もなんにもなくてどうにもなんない。

もう矛盾だらけで復興つたって復興が20年なのか、30年なのか、もうどっちにしても風評被害的なものもあるし、生活の利便性もなんにも確保できない。いつになったらそういうものができるのかも分かんない。ただほかに移って、ばらばらになって、ただ生活してくだけ。ただ、あとはなんとなくもう疲れてきて諦めていくって、そんなような状態です。

もう少しなんか考えてもらわないと、もう少し答え出してもらわないと、まだ最終処分場だって結局はなんかうやむや。だからこれみんな納得いかない、どうなんの。ただどうなんの。これだけ期間過ぎてまたどうなんのって。法律で決めたつたって、そのときに、じゃあ、今の技術がそういうので何かに利用する。あるいは、そのまんま、どのくらい移

動して危険なものをつくる、危険なものを移動する場所がだから、今言ったみんな受け入れるところではそれぞれ思い思いのものがあって、受け入れないだろうっていうふうに、双葉町だってこれだけ反対されてる。なかなか自分たちも答えがでない、宙ぶらりんで困ってます。

復興庁：今のご意見、確かに今の状態は確かに宙ぶらりんだという状況であることはお察しいたします。われわれとしても今の中で、なるべくそういう将来の見通しが長く見えるように、どういうふうにやっていくかということは町ともご相談しながら、また国としてもどういうことができているのかということを含めて、今、早急に検討は進めさせていただいておりますので、そこはなるべく早くお示ししながら、皆さんの将来の設計ができるような環境をぜひ整えたいというふうに考えております。今、この時点で確かにお示できないということについては、誠に申し訳ございませんけれども、そこはなるべく早い時期にどういう形になっていくのか、見通しが立てられるような材料をぜひ提供していきたいというふうに考えてございますので、よろしく申し上げます。今のご意見はしっかり受け止めて、こちらのほうの検討も含めて早急に加速させたいというふうに考えてございます。

参加者：除染で出た放射性物質、大量のセシウムというお話を聞いてますけれども、セシウム 134 と 137 の半減期というのは早いもので 8 年、遅いもので 30 年と伺っています。セシウムの 137 の 30 年というだいたい半分、60 年たつとだいたい元に戻るという話で素人ながら聞いております。そういう物質を中間管理施設に集めておけば、素人考えですけど、最終処分って必要ないんじゃないですか？ そういうお話がどうして出て来ないのかを教えてください。

環境省：今のお話、セシウムは半減期があって、だんだん、例えば 30 年で半分になる、60 年たったら 4 分の 1 になるとそういうことがあって、自然減衰もあるということもございます。それで中間貯蔵の先の話について、別にセシウムの半減期があるので、そういうのを考慮すればいいんじゃないかというお話だったと思います。当初、やはりなんとか除染を進めないといけないということで、それを 1 カ所に今、集中的に管理したいということで、中間貯蔵施設をお願いしておるわけでございます。

もうひとつ、中間貯蔵施設に持ってくるものとしましては、今、土壌というお話がありました。除染した土壌のほかに、線量がかなり高い、10 万ベクレル以上の主に焼却灰もございます。そういう焼却灰についてはやはり土壌よりも線量が高うございますので、なん

らか、線量が下がるというのも土壌よりも時間はかかるということは、これは事実であると思っております。

従いまして、特に焼却灰につきましては、どのように線量を下げるかと、どのように分離するかと、どのように安全に管理するかというのは土壌に比べて比較的、難しい問題だと思っております。従いまして、このやはり土壌だけではなくて、焼却灰もございますので、それについて線量が高いというのもありますので、なんとかそのあとの最終処分ということを考えておるわけでございます。

参加者：中間貯蔵、これ決めんのに場所が3年ぐらいで決まっちゃったんですね。で、最終処分場、これはね、やっぱり本気になって国も取り組まれれば、5～6年で最終処分場が見つけられるんじゃないかと思うんですよ。で、とにかくわれわれが今、一番心配しているのは30年、法律で30年たったら県外に移転すると。で、そこが最終処分場になるんだと、そういうふうに言っても、30年たったらどうなるか分からないですよ。われわれみんな本当に、高齢者はもう死んでますから。

で、結果的にやっぱり最終処分場っていうのを、早くこの国のほうでも本気になって探して決めてもらいたいんですよ。で、さっきもお話したように、3年ぐらいで中間貯蔵施設の問題で今もう最終的な段階になってきてるんですよ。だったら、5～6年で本気になって国が最終処分場を決めていったら、なんて言いますか、決めるようにしたら、私はその最終処分場が決定できるんじゃないかと思うんですよ。

そして、30年は置きたいと思うけども、その間にはいろいろ減量問題とか、それからあと科学的な問題でそれがずっと数値が低くなってきますよね。だから、そういうものを含めながら、30年どころではない、早く言えば20年にも、15年たったら最終処分場のほうに運ばれるか分かんないんですよ。だから、やっぱり中間貯蔵施設ばかりで、いろいろとお話し合いするんじゃなくて、やはり一番先の最終処分場も一緒にもう同時並行で決めてもらう。そのぐらいのことを私は、本気になったらやったらできんじゃないかと思うんですよ、国でも。

で、先ほど一番最初にお話ししましたけども、やっぱり国の、なんて言いますか。国の管理の土地がありますよね。そういうところですね。そういうところをずっともう、掘り起こしてみても、で、掘り起こして行って、そういうのも検討しながら、もう本当に最終的に本当に同時並行で、何回も同じこと言いますけども、最終処分場を決定してもらいたい。そうすればわれわれ、非常に安心します。そういうことで、その方向はどうなんでしょうか。お伺いしたいと思います。

環境省：どうもありがとうございます。最終処分の話、またいただきまして、まず最終処分を早く決めるべきだと、場所を決めるべきだと。土地についてもいろいろアイデアはあるんじゃないかというお話であったと思います。まさにおっしゃる通りで、本当に一番よく言われるのはトイレのないマンションとよく言われますけど、まさにそこが決まらないと全てが決まっていけないというのは現実問題、私はあると思っております。ただ一方、やはり技術の開発等々ございます。また、場所を探すのと同じように技術の開発もやっていかないとと思っておりますので、それを今後、やっていきたいと思っております。本当に貴重なご意見、これは皆さまも共通するかもしれませんが、最終処分の見通しを立たないままじゃなくて、それをきちんと筋道をなるべく早く立てろというご趣旨だと思いますので、そういう意見、私ども、実際重々承知しておりますので、あらためてそういう意見を受け止めて、しっかりやっていきたいと思っております。本当にどうもありがとうございます。

参加者：私ちょっと、3点ほどございまして、まずひとつが、実はこっちのほうの横のほうの冊子の中の地域振興策とか、生活再建についてっていう冊子の中に、ちょっとこれ残念ですけど、実は私、とある小さい印刷会社の社長をやっておるんですが、結局、事業者に対しての例えば、ことっていうのがすごく記述的にほとんどないぐらいの話なんです。生活再建とかはあるんですが、じゃあ事業再開に対しての、例えば支援策であるとか、そういうものっていうのはまったくないような状態ですんで、ぜひともそういうことも併せて、国のほうで考えていただきたいと思えます。まずひとつはそれです。

ふたつ目が、おそらく土地の損失補填のことにに関してなんですけれども、おそらく、実際に国有化ということに、もしなってしまうと、土地を売り渡すことになると思えますんで、登記上から自分たちの土地が離れちゃうということになると思えます。ちょっと私ひとつ心配してるんですね。実はその土地、建物、いわゆる不動産に対して抵当権が設定されてる場合っていうのの取り扱いに対して、国のほうの方針、特に例えばよくあるのが、私どもの会社もそうなんですけれども、根抵当でもって土地に担保が入っています。これっていうのはあくでも金融機関さんのほうと、それを条件にして取引させていただいているということなんですんで、それが抹消されてしまう形になってしまいますと、今までの金融機関との取引ができなくなってしまうという形になる可能性もあるかもしれないので、そこら辺は金融庁をはじめとして、国となんらからの銀行とか、金融機関さんのほうにぜひとも指導、監督していただければと思います。

それから最後になんですが、なかなかこういう場で質問とか、意見とかって言いにくい方も、時間もそうですし、機会も少ないと思います。で、そういうときに実際意見を聞くようなところっていうのがこの冊子のほうに、一番後ろに国による除染および中間貯蔵施設に関するお問い合わせ窓口って電話番号書いてあるんですが、もしこの場合でそういう質問とかが出ない場合っていうのは、ここに電話して自分の意見なり、あるいは質問なりっていうのを適宜して良いものなのかどうかっていうことで3点、お願いいたしたいと思います。

環境省：3点ご質問ございました。まず3つ目のご質問でどこに問い合わせたらいいのかということなんですが、実はそのパンフレットにも書いてございますし、また環境省からのご案内文、町のほうから送付している、その環境省のご案内文の中にフリーダイヤルが書いてありますので、フリーダイヤルの方にお尋ねいただいても結構でございます。フリーダイヤル、0120-50-0928という、皆さん案内状の中に環境省から双葉町および大熊町の町民の皆さまへと、その中に、今日ではなくてお送りしたご案内状の中に入っております、そちらのフリーダイヤルでも結構でございます。

あと、それとひとつ目の事業者に対する支援と言いますのは、すみません。ひとつ目のご質問で、事業者に対する支援というのは、その土地の中に事業所があったときという意味、つまり、ここでは一般住宅のことしか書いてないけれども、事業者に対してもまったく同じでございます。ただちょっと例が、一般例しか書けないものですから、事業者に対しても同じような個々に算定をさせていただいて、補償させていただくというのは、これは土地、建物もそうでございます。あと、事業についてもいろいろ中のものとかございますので、それは立ち合わせていただいて中を拝見させていただくと。

それと、あと根抵当、あるいは抵当権の取り扱いですけど、この通常の公共事業の場合と同じ、これは個々にちょっと相談させていただかないと内容は分かりませんので、こういう場でなくて、そこは個々の事情によってまったく違いますので、個々にまた相談させていただければというように思います。それは全部共通でございます。

復興庁：1点、事業再開支援についてちょっと補足させていただきます。これは用地の補償とかっていうこととはちょっと別に事業再開、もしかしたらもうご承知かもしれませんが、事業再開の支援についての補助金もございます。県のほうに基金を積んで、そういう形でやらせていただいておりますので、そこでうまくご活用いただきながらの事業再開っ

ていうのもあるかとは思いますが、もしかしたらご存じかもしれませんが、そういうものもございまして、一応ご紹介しておきます。

参加者：中間貯蔵施設について賛成か、反対かと言われれば当然反対です。避難者がさらにつらい思いをするような、そういう施設は絶対に造ってほしくないというのが本音です。できれば環境省には双葉町の環境を元に戻すような、そういう施策を今すぐにでもやってほしいと思っています。

で、これ、もし仮に造るといふふうになる場合、一番やっぱり心配するのが、30年以内に本当に持ち出せるのかということなんです。おそらく、ここにいる人のほとんど、もうおそらく前に座っている方もたぶん30年以内に持ち出せるなんておそらく思っていないんじゃないかと思います。誰だって嫌ですからね、どこの人も、自分のところで受け入れるなんていうのは。

で、ぜひお願いしたいのは、法律作る条文の中に、もし仮に決まらなかったら東京都で受け入れるとか、全国の自治体が応分に受け入れるとか、そういうことを入れてほしい。ぜひそうしてください。あるいは、選挙区ごとに必ず1カ所最終処分場を造るとか、それぐらいやらないと絶対に30年後に持ち出すっていうのは不可能だと思います。なおかつ私が心配するのは、30年たったらおそらくここにいる人も、私も含め、大部分の人がおそらくもう亡くなってるかもしれないし、もう反対もできないぐらいになってるかもしれない。あの土地、人が住まない土地があって、反対する人がいない。

で、日本国内に核廃棄物、山ほどありますから、もしかしたらわれわれの土地が日本国内の核廃棄物の全ての最終処分場になる可能性だってあると思います。福島県が核廃棄物の処理場、最終処分場みたいな。そんな可能性もあると思います。ですから、さっき言ったように、とにかく30年以内に必ず持ち出せるように、具体的な地名をまず法律に入れてください。どこどこに持ち出すと、東京であるとか、全ての自治体であるとか。もちろん、自治体って言うても福島県とか、長崎とか広島とか、原発のない沖縄とか、そういうところは除いて考えてもいいと思うんですけども、そんなふうにしてほしいと思います。

それから、双葉町の町長も来ているようなので、もしこれを受け入れるときには、私なんか一番感じるのは、こんなにつらい思いをさせられて、こういう思いをもう絶対ほかの日本人にはしてほしくないし、できれば世界中の人に、こんなふるさとを失うような思いをしてほしくないと思いますので、もし仮に中間貯蔵施設を受け入れるときには、交換条

件として全ての原発の廃炉、即廃炉、そういうことを国に求めるというか、条件を出す。それぐらいのことはしてほしいと思っています。私の意見です。以上です。

環境省：意見どうもありがとうございました。決まらなかったらどうするのか、あるいは法律にどこで受け入れるとか、あるいは選挙区ごとに全てだとか、あるいはどこどこを除いてだとか、具体的なご提案いただきましてどうもありがとうございます。私ども、先ほど説明しましたように法律で30年以内に県外というように考えておりますので、こういう書き方でわれわれは考えております。どこどこということではなくて、県外というように書かせていただきたいと思っておりますし、また受け入れるときの条件でいろいろおっしゃいました、あるいは核廃棄物が福島県に来るといようなこともいろいろおっしゃいましたけど、ご意見、非常に、ある意味クリアなご意見ですので、それは受け止めて、私どもしっかり考えていきたいというように思っております。

以上